

現行条例と改正法の主な相違点

項 目		現 行 条 例	改 正 法
総 則	対象となる機関	実施機関（第2条第1号） 市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、 監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 公営企業管理者、消防長、市立病院機構、住宅供給公社	行政機関等（第2条第11項） 議会（議長）：法の対象外 市立病院機構：民間規律の対象、開示請求等は公的規律の対象 住宅供給公社：民間規律の対象
	個人情報の定義	個人情報（第2条第2号） 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日 その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（ <u>他</u> <u>の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別するこ</u> <u>とができることとなるものを含む。</u> ）。	個人情報（第2条第1項） 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当する もの。 ・当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により 特定の個人を識別することができるもの（ <u>他の情報と容易に照合</u> <u>することができ、それにより特定の個人を識別することができ</u> <u>ることとなるものを含む。</u> ） ・個人識別符号が含まれるもの
	要配慮個人情報	相当する定義規定なし （以下について収集を制限） ・思想、信条及び宗教に関する個人情報 ・社会的差別の原因となる個人情報	要配慮個人情報（第2条第3項） 【任意事項】 条例要配慮個人情報（第60条第5項）
個 人 情 報 取 扱 い	利用目的等の公表	個人情報取扱事務登録簿を作成・公表（第7条）	個人情報ファイル簿を作成・公表（第75条第1項） 【任意事項】 別形式での作成・公表（第75条第5項）
	個人情報の保有制限	収集に関する制限（第8条） ・本人から収集しなければならない ・思想、信条等の情報は収集できない （例外）法令に定めがある場合等	保有の制限（第61条） ・法令の定める事務・業務の遂行に必要な場合に限り保有できる
	目的外利用 外部提供	原則禁止（以下の場合に可能）（第10条） ・法令等に定めがある場合 ・本人の同意がある場合 ・出版等で公にされている場合 ・生命等の保護のため緊急に必要がある場合 ・統計作成・学術研究の場合 ・審議会に意見聴取した場合	原則禁止（以下の場合に可能）（第69条） ・法令に基づく場合 ・本人の同意がある場合 ・内部利用で相当の理由がある場合 ・他の行政機関に提供する場合で相当の理由がある場合 ・統計作成・学術研究の場合 ・明らかに本人の利益になる場合 ・その他特別の理由がある場合
	オンライン結合	原則禁止（審議会に意見聴取した場合に可能）（第12条）	オンライン化で区別することなく、安全管理措置義務 （第66条）等を通じて、安全性を確保
開 示 請 求 等	不開示情報	非開示情報（第20条） ・本人の利益を害する情報 ・第三者の個人情報 ・法人等に関する情報 ・市民生活の安全等に関する情報 ・審議、検討等に関する情報 ・行政運営情報 ・法令秘情報	不開示情報（第78条） ・本人の利益を害する情報 ・第三者の個人情報 ・法人等に関する情報 ・国の安全等に関する情報 ・公共の安全等に関する情報 ・審議、検討等に関する情報 ・事務・事業に関する情報 【任意事項】 情報公開条例との整合性を図るための 不開示情報の調整（第78条第2項）
	開示請求等ができる者	本人、法定代理人（特定個人情報のみ任意代理人が可能）	本人、法定代理人、任意代理人
	決定期限	開示請求：7営業日以内 訂正請求・利用停止請求：20営業日以内	開示請求・訂正請求・利用停止請求：30日以内 【任意事項】 開示請求等の手続（第108条）
開示請求手数料	手数料は徴収しない、写しの作成・送付の実費のみ負担	実費の範囲内で規定 【必須事項】 開示請求手数料（第89条第2項）	
そ の 他	審査請求の手続	審査請求（第48条の2～第51条） 〔 審議会の設置・組織（第56条～第62条） 審査請求部会の調査審議の手続（第63条～第68条） 〕	【任意事項】 審査請求の手続（第107条第2項、第108条） 〔 行政不服審査法第81条第1項の機関の設置 条例による組織・運営に関する事項の定め 〕
	匿名加工情報手数料	—	政令で定める額を標準として定める ・21,000円（1提案あたり） ・作成に要する時間に応じた額（3,950円/時間） ・作成を外部委託した場合の委託料 【必須事項】 匿名加工情報手数料（第119条第3項・第4項）
	審議会への諮問	審議会の所掌事務（第56条）	【任意事項】 審議会への諮問（第129条）